

消費者提言委員会

委員長：棚橋節子

【活動1】 提言(パブリックコメント) 活動

本部組織7委員会と相談室・消費者相談室・消費生活研究所は、各委員会名によるパブリックコメント提出が可能となることにより、消費者提言委員会は主に、消費者庁関連の法令・制度改正を中心に、提言・意見表明を行う。

消費者基本計画などの複数組織にまたがるパブリックコメントや、他の組織が取り上げにくいテーマについては、提言委員会意見表明を行う。

パブリックコメント提出にあたっては、全国消費者団体連絡会等の学習会に参加、審議会メンバーに参加しているNACS会員にレクチャーを受けるなどして、研鑽を図っている。

パブリックコメント提出にあたり、パブリックコメント提出案は、理事・幹事に諮り、意見提出を行なっている。

NACSでは2021年は、現在10件の提言を行っている(提言委員会7件、他委員会連名2件、副会長名1件)。(HPに掲載)

【活動2】 行政・他団体との交流・連携

全国消団連会員団体として学習会やシンポジウムに積極的に参加し、各団体と交流を深める。

東京都消費者月間事業に、企画段階から参加し、消費者団体としての啓発活動を実施している。

公正取引委員会の消費者アドバイザー受託 公正取引委員会の的確な業務運用の為、各消費者団体から1~2名が参加し、NACSからは相談室と当委員会から各1名委託を受けて参加。

【活動3】 調査・研究の継続

ここ数年、高齢者のIT機器利用調査や生活の場でのAI・IoTの活用というテーマで調査を行ってきた。2021年1月から3月にかけて、AI・IoT機器利用に関する意識・実態調査と題するアンケート調査を実施し、5月に報告書にまとめた。(NACSホームページに掲載)

2022年2月に国民生活センター主催の「全国消費者フォーラム」が開催されるが、当委員会でもそれにエントリーする予定であり、本調査もその発表候補の一つである。本年度の調査・研究のテーマについては、現テーマ継続も含めて現在検討中である。

【活動4】 NACS会員並び会員外に向けて、学習会の実施

2020年11月26日 公正取引委員会 担当者を講師として、学習会を実施した。
「令和元年 独占禁止法改正により導入される新制度について」 事務総局 山本大輔氏

今年度より当委員会の提言・意見表明が、消費者法関連が中心になることから、改正特定商取引法・改正消費者契約法の学習会を実施することとし、以下を予定している。

- ・2021年 11月 「電子化導入の改正特商法及び預託法の改正」
- ・2022年 2月 「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究報告」(2019年9月実施)の続編
または、公正取引委員会関連のテーマ

【その他】

啓発テキスト「特商法を身近に 法改正に向けて消費者啓発ツール シナリオ集」の改訂版を刊行(上梓)し、NACSホームページに掲載のほかに、東京都消費生活総合センター図書室などに納めたり、消費者庁ホームページの「消費者教育ポータルサイト」に掲載し、啓発資料としての利活用を期待している。